



花開く活力、
広がる笑顔、
政令市新潟

R2. 2. 27WGヒアリング 新潟市提出
①企業による農地取得の特例について

国家戦略特区ワーキンググループ

農地所有適格法人の新たな事業領域の拡大に向けて

～ 農地所有適格法人の議決権緩和 ～

令和2年2月27日
新潟市

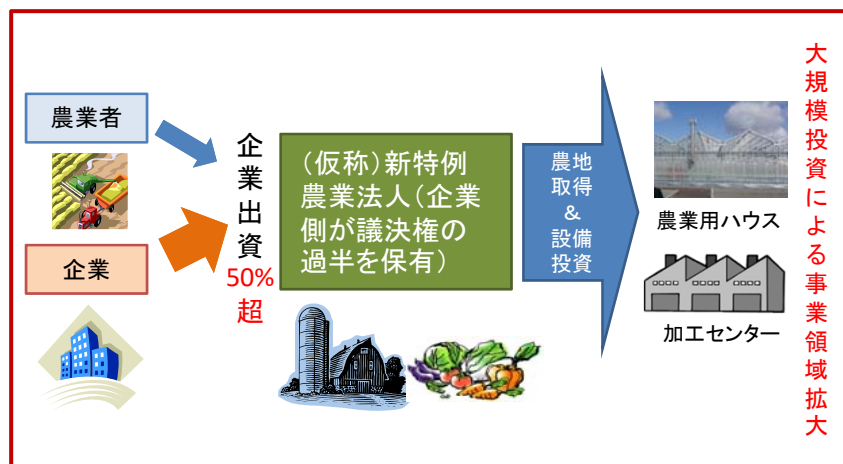
農地所有適格法人の新たな事業領域の拡大に向けて

1 農地所有適格法人の現状及び課題

- 現在、農地法により農地を所有できる農地所有適格法人の企業の議決権は1/2未満に制限されている(根拠法令:農地法第2条第3項第2号 農地所有適格法人の議決権に関する事項)。
- 上記により、同法人は企業の資金力を活用した資本増強が困難で、農地所有など新たな事業活動の展開の制約となっている。

2 本特例措置の趣旨及び目的

- 農地所有適格法人の経営拡大策の一つとして、同法人の議決権を緩和。企業の有する議決権の合計を総株主の議決権の過半まで拡大した「(仮称)新特例農業法人」への移行を認め、農地所有など新たな事業活動の展開を後押しするもの。



※新潟市における農業の現状(担い手数、耕作放棄地)を踏まえ、企業による農地所有を解禁するものではなく、農地法で規定する農地所有適格法人の議決権要件の緩和により、「(仮称)新特例農業法人」に限り認めるもの。

農地所有適格法人の新たな事業領域の拡大に向けて

3 本特例措置の事業対象者

- 【パターンA】現行農地法上の農地所有適格法人(企業出資有り)で農業参入済みの者
- 【パターンB】現行農地法上の農地所有適格法人(企業出資有り)を設立し農業参入しようとする者

4 議決権緩和の適性審査の仕組み

- 議決権の緩和を希望する農地所有適格法人の適性審査については、新潟市附属機関設置条例に基づき設置された「新潟市農地効率的利用促進審査会(有識者会議)」が審査を担当。
- 適性審査に適合したものに限り、企業の議決権を過半まで拡大を認める。

《参考 新潟市農地効率的利用促進審査会 H27年1月設立》

・審査委員4名(学識経験者、公認会計士、税理士、農業者)で構成、庶務は新潟市が担当

手続き ステップ1	○企業と農業者で農業法人(この段階では農地所有適格法人ではない)を設立。 ○新潟市農地効率的利用促進審査会(農地法3条)、又は農業委員会(農業経営基盤強化促進法)による審査に適合した場合、農地所有適格法人へ移行。
手続き ステップ2	○現行農地法上の農地所有適格法人(企業出資有り)の形態で農業参入。 ○一定期間(3~5年程度)、近隣農業者の理解を得ながら営農活動を実施。
手続き ステップ3	○一定期間営農後、企業の有する議決権の合計を、総株主の過半まで拡大する意思を持つ農地所有適格法人に対し、同審査会にて議決権緩和の適性審査を実施。 ○適性審査に適合した農地所有適格法人に限り、議決権を緩和。農地所有適格法人から「(仮称)新特例農業法人」への移行を認め、農地所有を可能とする。

※【パターンA】は(ステップ1~2を省力し)ステップ3から、【パターンB】はステップ1からの手続きとする。

農地所有適格法人の新たな事業領域の拡大に向けて

5 新潟市内の特例農業法人と現状

○国家戦略特区の規制緩和を活用し、既に農業参入している特例農業法人は計9社。

特例農業法人名称	経営面積	企業議決権	主な栽培品目	特例移行日
(株)ローソンファーム新潟	12.9ha	24%	水稻(主食用米)、ネギ	H26年3月
(株)ars-dining	2.4ha	0%	路地野菜(枝豆等)	H27年7月
(株)セブンファーム新潟市	1.1ha	25%	露地野菜(ダイコン等)	H27年8月
(株)たくみファーム	1.8ha	49%	施設園芸(ミニトマト)	H27年8月
(株)NKファーム新潟	14.2ha	25%	小麦、水稻(輸出用米)	H27年9月
(株)ビアファーム	2.1ha	25%	牧草	H27年11月
(株)グリーンズグリーン	0.7ha	25%	苔	H27年11月
(株)JR新潟ファーム	2.0ha	25%	水稻(酒造好適米)	H28年2月
(株)ひらせいファーム	1.3ha	25%	露地野菜、野菜苗	H28年2月
計9社	38.5ha			